

定 款

(令和 4 年 6 月 29 日現在)

日本車輌製造株式会社

名古屋市熱田区三本松町 1 番 1 号

日本車輌製造株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、日本車輌製造株式会社と称し、英文では NIPPON SHARYO,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次に列記する物品およびその部品の設計、製造、加工、販売、貸付および監理
 - イ、各種鉄道車両、産業車両および特殊車両
 - ロ、軌道用機械および器具
 - ハ、各種建設機械ならびに運搬荷役用、包装用の機械、器具および施設
 - 二、橋梁、鉄骨、水門、立体駐車設備その他鋼構造物
 - ホ、住宅用機器
 - ヘ、化学工業用、金属工業用、農業用、環境衛生関係の機械、施設、器具および容器
 - ト、電機品、計量器、計測器および制御機器
 - チ、鋳鋼品、特殊鋳鋼品、鋳鉄品および鍛鋼品
 - リ、食品加工機械
 - ヌ、セラミックス製品
 - ル、階段昇降機および段差解消機
- (2) 輸送システムの計画、設計、監理および建設の請負
 - (3) 土木、建築工事の調査、設計、施工および監理
 - (4) 金属板金加工および製缶板金業
 - (5) 産業廃棄物および一般廃棄物の処理に関する事業
 - (6) コンピューターソフトウェアの開発および販売
 - (7) 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
 - (8) 前各号に関する保守点検、技術指導およびコンサルティング業務

- (9)労働者派遣業務
- (10)バイオテクノロジーによる農水産物等の生産および販売
- (11)不動産の売買、賃借および管理
- (12)損害保険の代理業
- (13)各種スポーツ施設、娯楽施設の経営および貸付
- (14)その他前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,280万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会の開催場所)

第14条 当会社は、愛知県で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は当会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(株主総会の招集権者および議長)

第17条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第20条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会にて選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副会長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項に

つき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前条第2項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第29条 取締役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第5章 執 行 役 員

(執行役員)

第32条 当会社は、取締役会の決議により、業務の執行を専門的に行う役職位として執行役員を置くことができる。

(執行役員の選任)

第33条 執行役員は、取締役会において選任する。

第6章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第8章 計 算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当)

第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行うことができる。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 期末配当および中間配当には、利息をつけない。

以上